

## 島根県報

令和2年2月18日(火)

号外第11号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

目	次

【告 示】

道路の区域の変更 道路の供用開始 (道路維持課)

( " ) 4

## 告示

## 島根県告示第77号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

)44 H H -				道路	の		区	域	Andre Liste ) we list to	
道路の 種 類	路	線	名	区間	変見後0	更前 0別	敷地の 幅 員	延長	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	3145	킆		雲南市木次町西日登 3272番15地先から同番 3 地先まで	前後		15.46~37.23	メートル 188.35		災害防除工事 拡幅
							38. 56	188. 35	雲南県土整備	
JJ	II			雲南市木次町湯村1640 番1地先から同地先ま で	前		18.34~ 20.82	15.00	事務所	災害防除工事
					後		24. 77~ 26. 67	15. 00		拡幅
11	261号				前	A	8.83~ 37.41	412.03		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		3 地	工津市松川町八神105番3地先から同575番2地 もまで		A	8.83~ 37.41	412.03		河川事業 ダブルウェイ	
						В	8. 99~ 37. 41	405.86		仮設道設置
	三隅污浜線	隅井野長 線	浜田市三隅町三隅1355 番地先から同1537番7 地先まで 浜田市三隅町三隅1099 番1地先から同1537番 7地先まで	前	A	4. 03~ 12. 50	303. 78		左記のA及びBは、関	
県 道				後	A	4. 03~ 12. 50	303.78		係図面に表示する敷地 の区分をいう。 道路改良工事	
					В	8. 54~ 70. 34	214. 31	浜田県土整備 事務所	ダブルウェイ	

"	n	浜田市三隅町三隅2124 番3地先から同地先ま で	前	5. 88~ 8. 98	95. 64	道路改良工事	
			後	11. 23~ 18. 65	97. 97	拡幅	
			前 A	5. 51~ 8. 87	112. 50	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
		浜田八重可 部線	浜田市旭町都川353番1 地先から同町市木1189 番1地先まで	A.	8.30~ 18.81	112. 50	道路改良工事 ダブルウェイ
			後 E	4.80~ 9.78	120. 76	仮設道設置拡幅	

## 島根県告示第78号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路級	泉名	供用開始の区間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	考
一般国道	186号		浜田市金城町小国イ864番12地先から同番25地先まで	メートル73.00	令和2年 2月18日	浜田県土整備		
"			江津市松川町八神105番3地先から同 575番2地先まで	405. 86	令和2年 2月18日	事務所		